

平成22年度

男女共同参画社会をめざす行動計画

# 北区アゼリアプラン

事業実績報告書

平成23年12月

東京都北区子ども家庭部男女共同参画推進課

# 目次

## 第1章

1. 第4次男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要.....	2
2. 計画の性格.....	3
3. 計画の進捗評価.....	3
4. 計画がめざす目標.....	3
5. 計画の体系.....	4
6. 平成22年度における重点取組.....	6
7. 評価の進め方.....	7

## 第2章

1. アゼリアプラン進捗状況報告.....	12
2. 課題ごとの数値目標一覧.....	19
3. アゼリアプラン事業実績一覧.....	20
4. 男女共同参画配慮度チェック.....	32

## 第3章

1. 平成22年度北区男女共参画推進に関する苦情の申出状況.....	40
------------------------------------	----

## ■参考資料

・ 北区男女共同参画審議会による平成22年度アゼリアプラン進捗評価.....	43
・ 平成23年度における重点取組.....	46
・ 北区男女共同参画条例.....	47

# 第 1 章

1. 第4次男女共同参画行動計画の概要
2. 計画の性格
3. 計画の進捗評価
4. 計画がめざす目標
5. 計画の体系
6. 平成22年度における重点取組
7. 評価の進め方

## 1. 第4次男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要

北区では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定してきました。そして、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けての基盤整備を行いました。

また、平成21年は第4次アゼリアプラン（平成22年度～平成26年度）を策定しました。今回は、より実効性を高めるために計画の評価システムを導入するなどの仕組みづくりを行い、現在、その推進に取り組んでいるところです。

### （7つの基本理念）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

## 2. 計画の性格

- (1) この計画は、平成15年度から平成21年度までに取り組んだ男女共同参画社会をめざす行動計画「北区アゼリアプラン」に続く、第4次の行動計画です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。

## 3. 計画の進捗評価

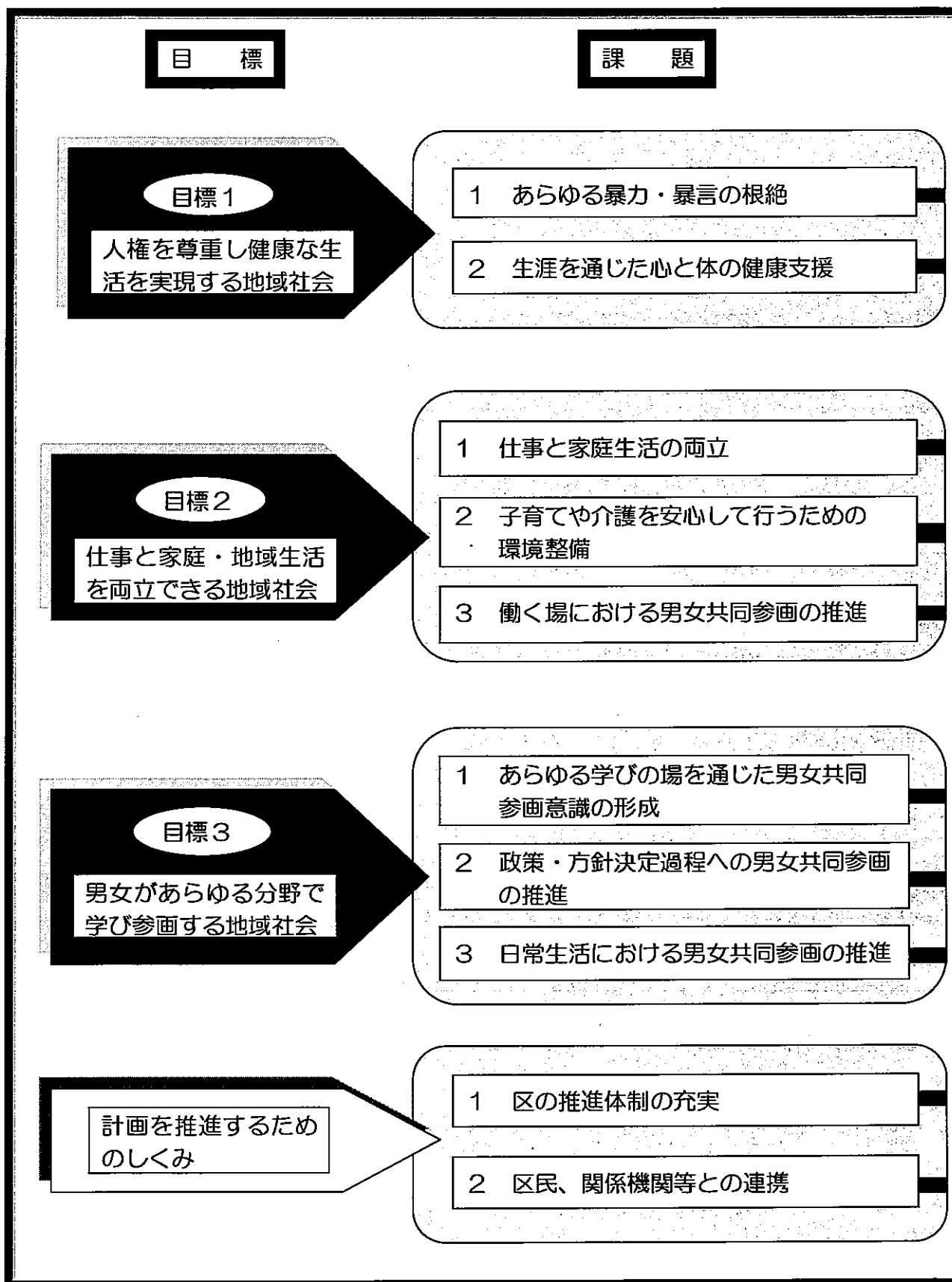
この計画は、毎年、男女共同参画推進課が計画の進捗状況を確認し、「北区男女共同参画審議会」において、進捗状況の評価を行います。

## 4. 計画がめざす目標

計画では、条例の基本理念に基づき、地域社会の姿の目標として3つの目標を掲げ、その実現をめざします。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会  
男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会。
- (2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会  
男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会。
- (3) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会  
男女が自らの意志によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会。

## 5. 計画の体系



## 施策の方向

■DVの防止 ■相談体制の整備と自立支援 ■児童虐待・高齢者虐待の防止 ■セクハラ・パワハラの防止 ■メディアによる人権侵害の防止

■妊娠・出産期における支援 ■健康づくりへの支援 ■健康に安心して生活するための支援

■企業への働きかけと支援 ■男女がともに担う家庭生活 ■いつでもどこでも情報を得られる環境

■子育て支援の充実 ■多様な保育サービスの提供 ■介護をサポートするしくみづくり

■女性の就労支援 ■女性の起業支援 ■ポジティブアクションの推進

■育ちの場における男女共同参画意識の形成 ■家庭における男女共同参画意識の形成 ■地域における男女共同参画意識の形成

■政策・方針決定の場への参画促進 ■管理・監督者への登用と職域の拡大

■身近な生活場面における男女共同参画 ■男女がともに自立し生活するための支援 ■多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

■職員の意識啓発 ■計画の進捗管理 ■拠点施設の機能強化

■区民・関係機関等との連携

## 6. 平成22年度における重点取組

### 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課題	取り組み	内容
1 あらゆる暴力・暴言の根絶	DV相談の充実と自立支援	男性相談窓口の設置とDV被害者に対する同行支援の実施
2 生涯を通じた心と体の健康支援	性差を考慮した情報提供	女性特有の疾患の対応に関する情報提供

### 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課題	取り組み	内容
1 仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	推進企業の顕彰、区の優遇制度などインセンティブの導入
2 子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービスの充実	保育サービスの定員数の拡大
3 働く場における男女共同参画の推進	再就職のための支援	職業経験・年代別による講座開催

### 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課題	取り組み	内容
1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	教職員等への研修の充実	男女共同参画推進課と共催による教職員等への研修の実施
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等への女性の参画推進	審議会における女性登用の積極的な働きかけ
3 日常生活における男女共同参画の推進	男女共同参画を身近に感じる広報	男女共同参画の「気づき」のヒントとなる情報の提供

### 計画を推進するためのしくみ

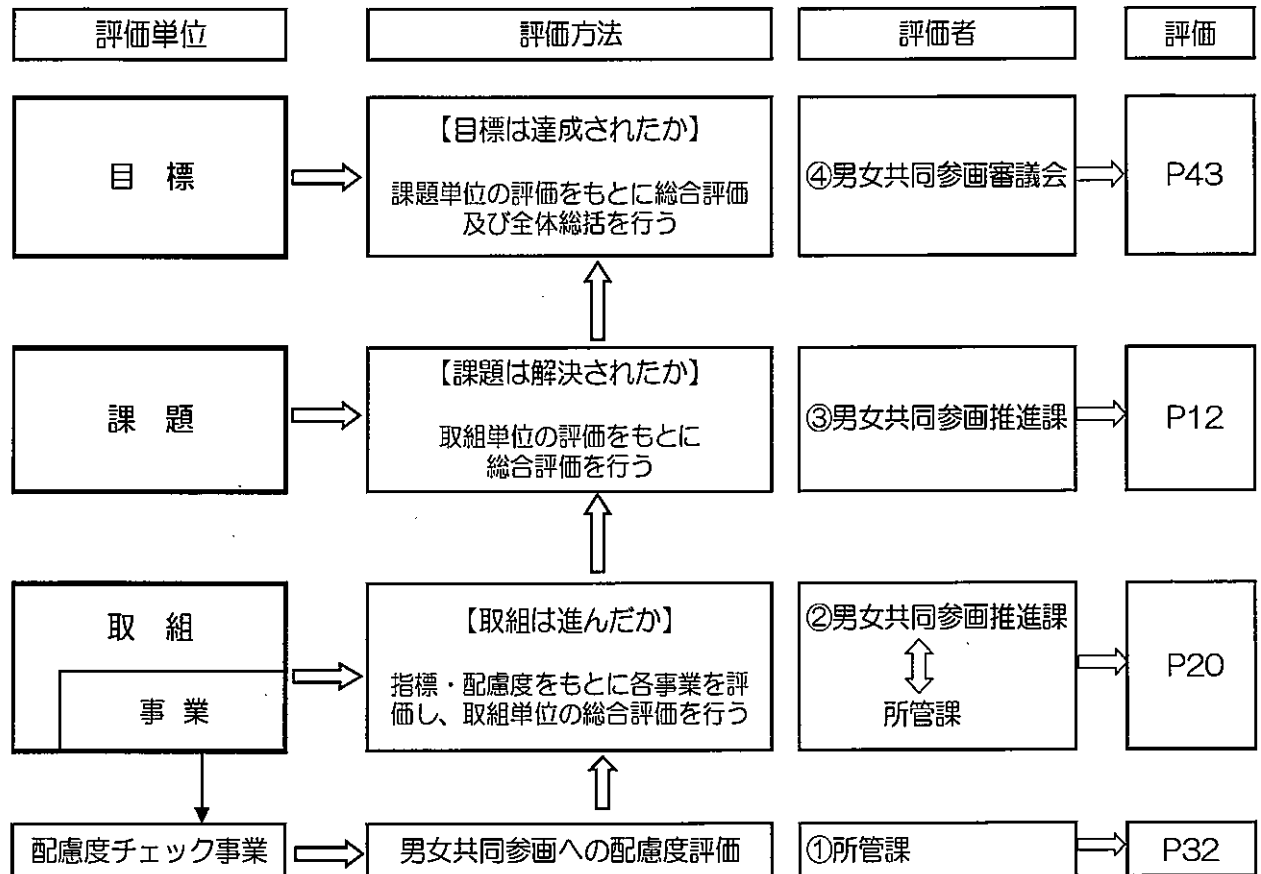
課題	取り組み	内容
1 区の推進体制の充実	計画の評価システムの運用	評価基準の策定と審議会による外部評価の導入
2 区民・関係機関等との連携	区民との協働事業の推進	多様な主体との連携協働による事業の推進



## 7. 評価の進め方

### (1) 評価の流れ

評価は、取組・課題・目標の各段階において、所管課・男女共同参画推進課・男女共同参画審議会が実施しました。（下表参照）



- ① 所管課では、アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況を測るのに適した事業について、チェックリストを使用して、配慮度による評価を行いました。
- ② 男女共同参画推進課では、各取組について各課に調査票の作成を依頼し、男女共同参画の視点から評価を行います。評価結果は各課にフィードバックし、必要に応じヒアリング等を実施し、調整を行いました。
- ③ 男女共同参画推進課では、取組単位評価を総合して、各課題単位の評価を行い、男女共同参画審議会に報告しました。
- ④ 男女共同参画審議会は、課題単位の評価をもとに、目標単位での評価及び全体の進捗状況の総合評価を行い、結果を男女共同参画推進本部に報告しました。

(2) 評価方法及び基準

<事業単位の評価方法>

区の実施した事業について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うものです。

評価は取組に対応する各事業ごとに行い、取組単位の評価を決定する上での材料とします。

- ・各課の事業についての評価は1表、男女共同参画推進課単独事業についての評価は2表を使用します。
- ・行動計画の取組に対応する事業について、あてはまる状況をチェックし、それぞれの項目の重要性を勘案しながら評価段階を決定します。

【1表：各課の事業についての評価】

評価項目	A	B	C
需要に対するサービスの供給量	適切 <input type="checkbox"/>	やや不足 <input type="checkbox"/>	不足 <input type="checkbox"/>
区民への周知	十分 <input type="checkbox"/>	要工夫 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分 <input type="checkbox"/>	要強化 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
男女共同参画の視点からの配慮	十分配慮 <input type="checkbox"/>	ある程度配慮 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
チェック数			



評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる
D	事業を行わなかった
-	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

【2表：男女共同参画推進課の事業についての評価】

評価項目	A	B	C
需要に対するサービスの供給量	適切 <input type="checkbox"/>	やや不足 <input type="checkbox"/>	不足 <input type="checkbox"/>
区民への周知	十分 <input type="checkbox"/>	要工夫 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分 <input type="checkbox"/>	要強化 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
区民ニーズの把握	事業に反映 <input type="checkbox"/>	ニーズ把握のみ <input type="checkbox"/>	把握していない <input type="checkbox"/>
チェック数			



評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、更に充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	事業を行わなかった
-	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

<取組単位の評価方法>

区の実施した取組について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うもの各事業の評価を総合して、取組単位の評価を決定します。

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、更に充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能

<課題単位評価基準>

各課題単位の、取組単位評価を総合し、課題解決の視点から評価を行うものです。

評価は取組単位評価をもとに、平均ポイントにより判定する。ただし、取組の重要性等を加味して段階を変更することも可能とします。

【計算方法】 A=100ポイント、B=75ポイント、C=50ポイント、D=0ポイントとし、次の計算式により算出する。

(各取組のポイント合計) ÷ (評価Aから評価Dまでの取組の数)

評点	評 価	条件
A	課題解決に向けおおむね進捗している	85ポイント以上
B+	課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	75ポイント以上
B-	課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている	60ポイント以上
C	課題解決に向けた取り組みが不十分である	60ポイント未満

<目標の評価方法>

男女共同参画審議会が、課題単位の評価及び重点取組等の内容について精査等を行うと共に全体的な進捗状況を踏まえ、目標単位の総合評価を行います。

## 第 2 章

1. 平成22年度アゼリアプラン進捗状況報告
2. 課題ごとの数値目標一覧
3. アゼリアプラン事業実績一覧
4. 男女共同参画配慮度チェック

## 1. アゼリアプラン進捗状況報告

### 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個人と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

#### 【課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶】

##### ●課題単位評価 C：「課題解決に向けた取り組みが不十分である」

暴力への対応・支援については、高齢者・児童・配偶者のDVに関して関係機関との連携強化を図っている。インターネット等メディアを利用した暴力に対しては、教育委員会が情報教育主任に対して研修を実施している。

また、メディアリテラシー講座を実施したが、区民の関心は低かった。

##### ●重点取組 3 DVの相談の充実と自立支援

取組単位評価 B：「実施されているが、更に充実が求められる」

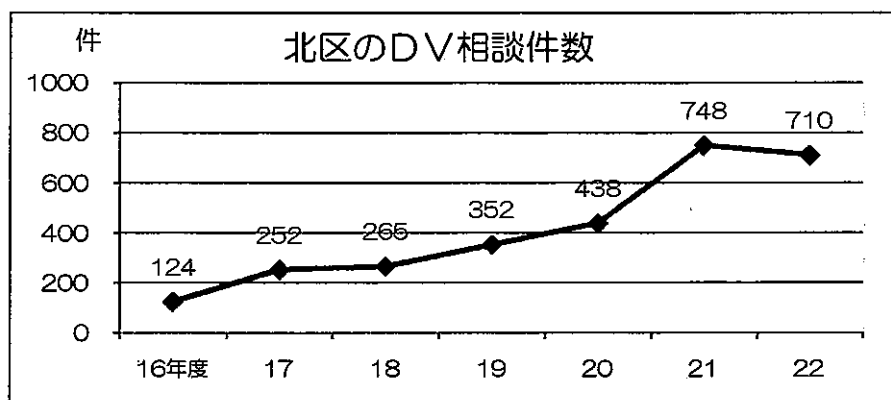
母子・婦人相談、「こころと生き方・DV相談」等相談体制は充実した。

さらに、相談窓口の周知のため、DVカードを北とびあ、区民事務所、福祉保健センターに配置した。また、民生児童委員協議会において、2月にDV対策研修会を開催し、理解を深めた。

また、被害者に対するケア関係者からの2次被害防止のために、職員用の対応マニュアルの作成を行ったことは、進捗したと評価できる。

##### ●今後の課題

- ・DV防止については、様々な年代層への積極的な啓発が必要であり、その中でも、幼・小・中学校保護者のDVについてのより深い理解が、有効な手段の一つと考える。子どものデートDVや、夫婦間の暴力など家庭内で起こっている暴力に対しての気づきにつながる。
- ・DV防止のため、子どもたちへの予防教育の手法も研究していく。
- ・DV対策においては、他自治体の状況を把握しながら、加害者対策の研究および配偶者暴力防止計画の策定の検討を行っていく。
- ・相談体制の充実においては、相談の傾向を把握し、どのような課題解決があるのかその動向を見ていく。
- ・メディアによる人権侵害は、携帯電話、インターネット、テレビ番組などが発信する情報を、一人ひとりがどのように捉えていくか、引き続き啓発する必要がある。



## 【課題2 生涯を通じた心と体の健康支援】

### ●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

女性の生涯を通じた健康づくり支援体制は、継続的に実施されている。ライフステージに応じた支援が必要であり、特に妊娠・出産時期については、個々のニーズにきめ細やかな対応が行われている。

両性を対象とした健康づくりへの支援についても、男女共同社会の基礎となる健康の保持、増進を推進している。

### ●重点取組 16 性差を考慮した情報提供

取組単位評価 B：「実施されているが、更に充実が求められる」

女性の健康支援事業は、充実している。しかし、さらに推進するために、情報誌や講座等による情報提供が必要である。性差を考慮し、かかりやすい疾患等を理解して両性が思いやりを持って一人ひとりが意識するような啓発の手法を研究していく必要がある。

### ●今後の課題

- ・健康支援における性差を考慮した情報提供は、専門性の高い情報提供・相談が求められ、今後も関係機関との連携を強化していく。
- ・区民が気軽に情報提供を受けられる仕組みを構築していくことを検討する必要がある。
- ・生涯を通じた心と体の健康支援では、健診・相談等の体制は整備されており、引き続き継続していく必要がある。

### ●平成 22 年度 国の動向●

- ・内閣府では、23年2月8日～3月27日までの間、「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話」を開設、緊急かつ集中的に電話相談を実施。（相談実数 17348 件）
- ・厚生労働省では、「女性特有のがん検診推進事業」を実施し、受診率向上に取り組んでいる。さらに、子宮頸がん予防のためのワクチン接種を緊急に促進するための経費を計上し、予防への取り組みも推進した。

## 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会をめざします。

### 【課題1 仕事と家庭の両立】

#### ●課題単位評価 C：「課題解決に向けた取り組みが不十分である」

企業向け支援と並行し、家庭生活上での意識啓発のために、男性対象の子育て・家事に関する講座を実施した。地域での啓発や育児・介護休業法などの制度を情報提供する具体的な場面設定までには至らなかった。

しかしながら、ワーク・ライフ・バランスについては、国・都の制度が基本にある中、区は関係機関と連携し、区の現状に適應するような具体的な施策を初年度に取組んだ。今後の展開が期待できる。

#### ●重点取組 21 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

取組単位評価 B：「実施されているが、更に充実が求められる」

仕事と生活の両立推進企業認定制度を発足。平成22年度は、3社を認定した。また、区民及び区内企業に北区ニュース・ホームページ・展示パネルなど周知する機会ができ、一步を踏み出した。また、区内産業団体との連携も深まり、企業に向けての情報提供が、従業員へ届くこととなり、意識啓発となった。

#### ●今後の課題

ワーク・ライフ・バランスを含め、働き方を選択する上での育児・介護等の支援制度など、広く区民へ情報提供するしくみや機会の確保が必要である。今後はその中でも、介護のために離職した方へのアプローチも研究する必要がある。これらの制度を真に区民が利用できるよう研究する必要がある。

### 【課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備】

#### ●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

子育て家庭への支援、地域で支えるしくみづくり、ひとり親家庭への支援は充実してきており、特に保育サービスの充実は評価できる。

なお、介護のために離職した方への、職場復帰への支援については着手していない。

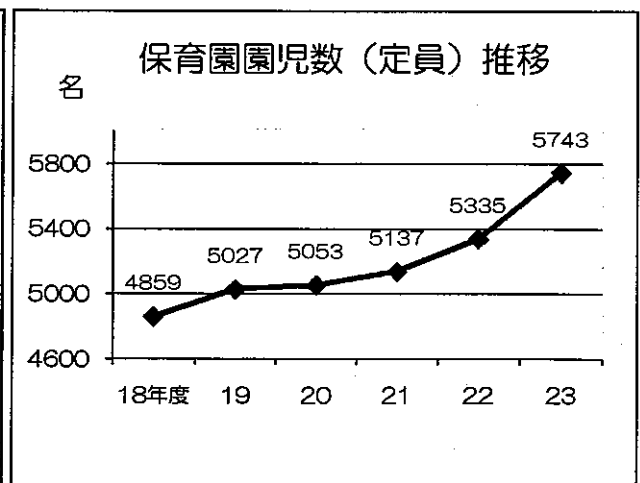
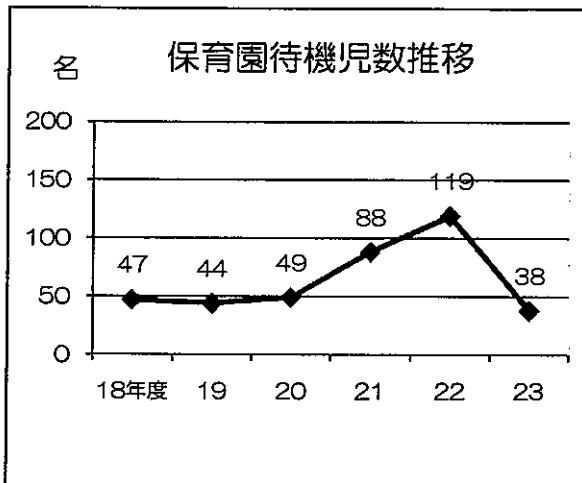
#### ●重点取組 30 保育サービスの充実

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

待機児解消のために各保育サービスの量的拡大を図った。認可保育園の待機児については、平成22年度の119人が平成23年度は38人となり、仕事と家庭生活の両立を支援する環境整備が進捗し評価できる。

#### ●今後の課題

介護のために離職した方が、その後介護を終え就労希望する際に、情報提供を効果的に行う手法を研究する必要がある。



出典：北区行政資料集（平成 23 年度）

### 【課題3 働く場における男女共同参画の推進】

- 課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」  
女性の就労に特化した意識啓発は、女性を対象とした講座の開催により啓発した。  
ポジティブ・アクションの推進では、東京都労働相談情報センターと連携し企業を対象とした講座を実施した。
- 重点取組 36 女性の就労支援 再就職のための支援  
取組単位評価 B：「実施されているが、更に充実が求められる」  
女性向け就職支援実践セミナーや講座を実施した。就業に関する関係機関の情報を提供し、受講生がより着実に就労へ結びつくための支援をめざした。
- 今後の課題  
勤労者・企業に対する育児・介護休業制度や関連する助成制度の情報提供の効果的な実施手法を研究する必要がある。

#### ●平成 22 年度 国の動向●

- ・リーマンショック後の経済情勢の変化や、労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正等の施策の進展を受け、平成 22 年 6 月 29 日、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、政労使の合意の下、新たな「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。
- ・厚生労働省は、男性の育児休業の取得促進を図るため、育児を積極的にする男性「イクメン」を応援するために「イクメンプロジェクト」を実施した。
- ・喫緊の課題として、待機児童解消のために、「待機児童ゼロ特命チーム」を設置し、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめた。



## 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会を目指します。

### 【課題1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成】

- 課題単位評価 B+：「課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」  
家庭や地域における男女共同参画意識の啓発は、情報誌、講座によって実施した。  
小・中学校教職員への啓発は、教育委員会主催の研修に組み込まれるなど、男女共同参画について考える機会は提供されている。  
男女共同参画センターの「こころと生き方・DV相談」とスクールカウンセラーの連携は、対応する家庭への男女共同参画の意識啓発につながる第一歩となったと評価した。  
保育園での男女混合名簿については実施されているが、小・中学校においては、男女混合名簿の取り扱いは各学校長の判断に任されており、中学校での実施校はない。  
地域社会への啓発は、参画週間のチラシ、第4次アゼリアプランについての北区ニュース特集号の配布を行ったが、出前講座は実施されなかった。

- 重点取組 40 教職員等への研修の充実  
取組単位評価 A：「適切に実施されている」  
人権教育研修の中で、男女共同参画を取り上げている。また、情報誌「北区人権教育推進だより」の発行により、広く教職員に周知を行っている。

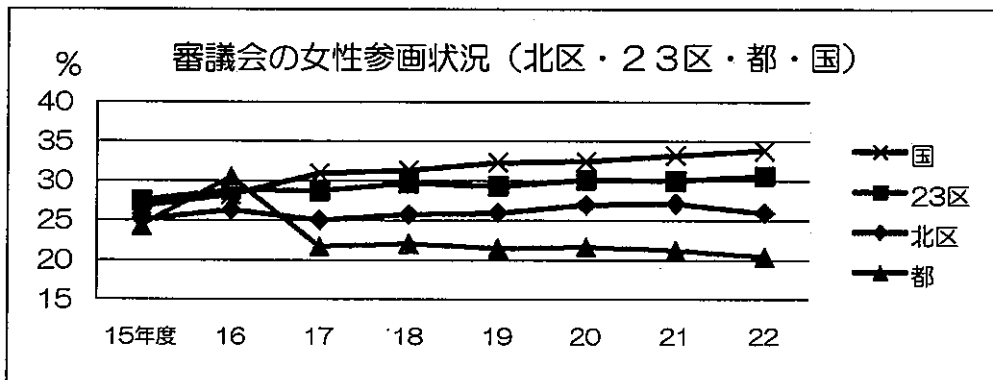
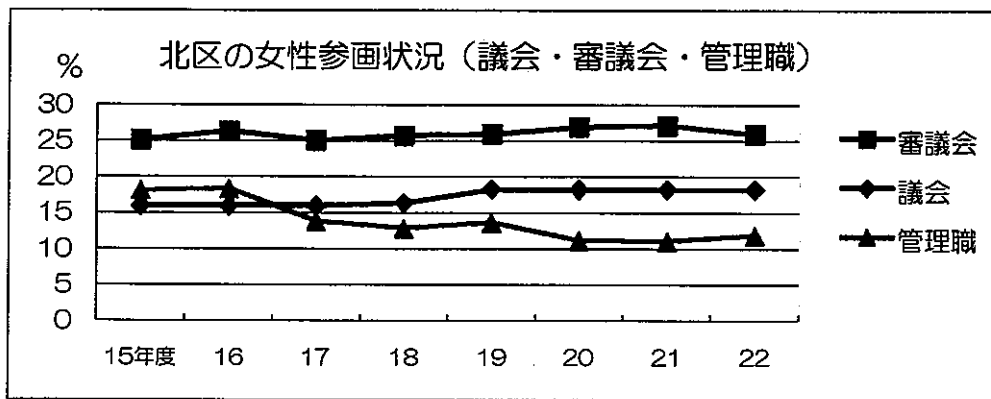
- 今後の課題  
男女共同参画センター（男女共同参画推進拠点）での活動の充実も大切だが、今後は町会・自治会等との連携により、男女共同参画の出前講座も進めていくことが必要である。

### 【課題2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進】

- 課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」  
区職員の昇進試験受験促進や固定的性別役割にとらわれない多様な職種採用は推進している。また、小・中PTA連合会研修会にて、北区男女共同参画条例、出前講座について周知した。

- 重点取組 48 審議会等への女性の参画推進  
取組単位評価 C：「実施されているが、十分でない」  
男女共同参画推進課から各課に対する審議会への女性委員登用と公募制採用の呼びかけを実施している。平成22年度は、審議会委員の女性比率は25.9%であった。前年度より、1.2ポイント下がっている。

- 今後の課題  
審議会等への女性委員登用については、引き続き、目標数値に近づくよう働きかけをする必要がある。地域における女性リーダーの登用の推進においても、町会自治会、PTAへの出前講座などの働きかけが必要である。  
また、今回の東日本大震災を受けて、女性の視点で情報収集及び分析をし、今後の防災対策や防災訓練などに生かす取り組みを研究していく必要がある。



### 【課題3 日常生活における男女共同参画の推進】

#### ●課題単位評価 C：「課題解決に向けた取り組みが不十分である」

男女が共に自立し生活するための支援として、団塊の世代を対象とした地域デビューの講座を実施した。また、登録団体交流会により活動を拡大できるよう、情報交換や交流の場を提供した。データブックや外国人対象の交流事業については、着手していない。

#### ●重点取組 54 男女共同参画を身近に感じる広報

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

情報誌「ゆうレポート」を6,000部年3回発行している。内容は、その時の話題となっているものを中心に、センターの様子、講座の状況など男女共同参画に関する情報の発信している。ホームページ等を活用した効果的でわかりやすい情報発信が実施できなかった。

#### ●今後の課題

- ・区民が男女共同参画推進課からの情報を得やすくなるよう、アクセスしやすいホームページ画面の作成など、工夫が必要である。
- ・外国籍住民が地域で生活する上で抱えている課題を捉えるため、関係課とも連携して早急に講座などを設定し、ニーズを捉えていく場をつくる必要がある。
- ・男女共同参画データブックは、現在、把握できている男女共同参画に関するデータの収集・整理を実施する。

#### ●平成22年度 国の動向●

平成23年3月に発生した東日本大震災に対応して、内閣府男女共同参画局が「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」取りまとめたところによると、男女共同参画の視点から、災害避難所運営などにおいて、女性のニーズへの配慮や女性の参画についての対応が十分でないことがわかった。

## 計画を推進するためのしくみ

### 【課題1 区の推進体制】

- 課題単位評価 B+：「課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」  
職員の意識啓発では、職員研修の中に、男女共同参画のテーマによる研修を実施している。  
拠点施設の機能強化は、各講座、情報コーナー、ホームページ、情報誌で発信している。
- 重点取組 62 計画の評価システムの運用  
取組単位評価 一：「対象外」  
（仮称）アゼリアプラン事業実績報告書は23年度に作成するものであるため、評価の対象としない。平成22年度は新しい評価方法について、その運用基盤を構築した。
- 今後の課題  
幅広い区民の利用を目指すために、効果的な区民への情報提供（事業実績、評価結果の公表）の方法を検討する必要がある。

### 【課題2 区民、関係機関等との連携】

- 課題単位評価 C：「課題解決に向けた取り組みが不十分である」  
男女共同参画を広く知っていただくために、区民、関係団体との連携は、不可欠である。パートナーシップ事業等で、区民との協働により事業を進めることができた。  
しかし、地域における店舗や企業との連携は取り組めていないので、「C」評価となった。
- 重点取組 67 区民との協働事業の推進  
取組単位評価 A：「適切に実施されている」  
地域スタッフとの協働事業においては、男女共同参画週間事業のほかに、北区さんかく大学の後期の企画運営を協働で実施した。
- 今後の課題  
民間事業者（店舗・企業等）とは、どのような方法で連携を行えばよいか、地域団体の新しい分野の開拓も視野に入れて研究していく必要がある。

#### ●平成22年度 国の動向●

国は、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を策定した。本計画を実効性をもって推進していくため、今後重点的に取り組むべき課題についての議論が行われ、「基本問題・影響調査専門調査会」、「女性に対する暴力に関する専門調査会」及び「監視専門調査会」の設置が決定された。

## 2. 課題ごとの数値目標一覧

目標	課題	指標	現状値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計画期間中の目標値
1	1	あらゆる暴力・暴言の根絶	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・公共機関に相談した人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 11.6%	—		調査		平成25年度 30%
	2	生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 男性80.1% 女性71.5%	—		調査		平成25年度 男女とも 100%に近づける
2	1	仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業数	平成21年度 24社	30社				平成26年度 80社
	2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区保育計画）	平成21年 4月1日 5,128人	5,335人				平成26年 4月1日 5,793人
	3	働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート）	平成20年度 取り組んでいる52.9%	—		調査		平成26年度 60%
3	1	あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 49%	—		調査		平成25年度 60%
	2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成20年 4月1日 26.9%	25.9%				平成26年度 40%
	3	日常生活における男女共同参画の推進	男女共同参画条例、男女共同参画センターの認知度（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 条例18.6% センター 15.4%	—		調査		平成25年度 条例60% センター60%

### 3. アゼリアプラン事業実績一覧

【各欄の見方】

第4次アゼリアプラン課題

第4次アゼリアプラン目標

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	1	DV防止区民啓発講座	北区さんかく大学において「DV～夫婦なのに恋人なのになぜ？」を開催。参加者26名（男性3名・女性23名）	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			2	パンフレット・情報誌作成（DV防止啓発）	DV防止に関するパンフレット（DVカード）を北とびあ等の女性用トイレに設置。情報誌「ゆうレポート」No.20でDV特集を実施。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	2	加害者対策の研究	3	東京都・NPO等との連携（DV加害者対策）	未実施	D	—	男女共同参画推進課

第4次アゼリアプラン施策の方向・取り組み・個別事業

平成22年度事業実績

- ①各取組の中から1～2事業を選定している
  - ・年度ごとの重点取組に該当する事業
  - ・プランの数値目標達成に直接的に影響する事業
  - ・継続性が見込まれる事業
- ②上記以外の事業は斜線 (/) としている

事業単位の男女共同参画配慮度  
十分に配慮した  
～配慮が不十分だった  
……配慮度チェック  
未実施

#### 〈事業単位の評価方法〉

【各課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

【男女共同参画推進課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、さらに充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	1	DV防止区民啓発講座	北区さんかく大学において「DV～夫婦なのに恋人なのになぜ？」を開催。参加者26名（男性3名・女性23名）	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			2	パンフレット・情報誌作成（DV防止啓発）	DV防止に関するパンフレット（DVカード）を北とびあ等の女性用トイレに設置。情報誌「ゆうレポート」No.20でDV特集を実施。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	2	加害者対策の研究	3	東京都・NPO等との連携（DV加害者対策）	未実施	D	—	男女共同参画推進課
相談体制の整備と自立支援	3	DVの相談の充実と自立支援	4	相談体制の充実と支援（母子・婦人相談の実施）	母子・婦人相談の実施。相談者数1,894名	A	十分に配慮した	生活福祉課
			5	こころと生き方・DV相談（女性相談・男性相談）	女性の抱えている問題や悩みについて専門家が相談を受け、問題解決に向けての助言・指導等を行った。相談者数593名	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			6	DV被害者同行支援	制度実施に向けて検討	/	/	男女共同参画推進課
			7	グループミーティング	毎月2回専門相談員同席のもとグループミーティングを行った。	/	/	男女共同参画推進課
	4	緊急一時保護	8	母子緊急一時保護事業	一時保護件数31件	A	十分に配慮した	生活福祉課
	5	関係機関の連携	9	配偶者からの暴力防止連絡協議会	1回開催。協議会委員14名（男性12名・女性2名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
10			NPOとの連携（外国籍被害者対応）	未実施	/	/	男女共同参画推進課	
6	配偶者暴力防止計画の策定	11	配偶者暴力防止計画の策定検討（配偶者暴力相談支援センター設置）	検討未実施	D	—	男女共同参画推進課	
児童虐待・高齢者虐待の防止	7	早期発見と関係機関の連携強化	12	高齢者虐待防止推進事業	13地域包括支援センターに寄せられた虐待相談件数1,704件	/	/	高齢福祉課
			13	児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会 4回開催 代表者会議構成員17名（男性13名・女性4名）、実務者会議構成員20名（男性10名・女性10名）	A	十分に配慮した	児童虐待対策担当課
	8	虐待を生まない環境づくり	14	高齢者虐待防止センター心の相談室	高齢者本人および家族等が抱える介護等に関する悩みに対し臨床心理士による専門相談、相談者数134名（男性7名・女性127名）	A	十分に配慮した	高齢福祉課
			15	子どもの発達相談（再掲）	29-70参照	/	/	子育て支援課
			16	子育て相談事業（再掲）	29-71参照	/	/	子育て支援課
17	職員に対する研修（児童虐待・高齢者虐待防止）	児童虐待防止に関する研修参加者40名（男性9名・女性31名）、高齢者虐待防止に関する研修参加者209名、なお研修という機会にかぎらず虐待防止に関する確認は日常業務や職員会議の中で絶えず行っている。	/	/	高齢福祉課 障害者福祉センター 子育て支援課 保育課 男女共同参画推進課			
セクハラ・パワハラの防止	9	セクハラ・パワハラ の理解と対策の啓発	18	情報誌・パンフレット・講座による啓発（セクハラ・パワハラ）	未実施	D	—	男女共同参画推進課
			19	男女共同参画苦情解決委員会制度の周知	1回開催。委員会委員3名（男性1名・女性2名）	/	/	男女共同参画推進課
メディアによる人権侵害の防止	10	メディアの持つ特性の理解促進	20	講座・パンフレット・情報誌による啓発（メディアリテラシー）	区民団体とのパートナーシップ事業として、講座（影絵アニメ）を実施。	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			21	メディアリテラシーの育成	全中学校12校で、技術・家庭の授業等で学習、全小学校38校で総合的な学習の時間等で適宜指導、区内小・中学校の情報教育主任（各校1名計50名）を対象に研修を実施	/	/	教育指導課
			22	ICT活用研修	ICT教材作成・活用研修他延べ参加者186名	/	/	教育指導課

課題2 生涯を通じた心と体の健康支援

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
妊娠・出産期における支援	11	妊産婦健診の充実	23	妊産婦健診事業	①妊婦健康診査受診者数29,746名、②里帰り出産妊婦健康診査等助成金671件、③産婦健康診査受診者数2,421件、④妊婦歯科健康診査受診者数441名	A	十分に配慮した	健康いきがい課	
	12	情報提供と男性の理解促進	24	妊産婦保健相談事業（パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキ	①パパになるための半日コース・ママパパ学級参加者2,115名、②新婚さん・マタニティクッキング参加者95名	A	十分に配慮した	健康いきがい課	
			25	子育て福袋の配布	母子健康手帳の交付時に、子育て支援情報や関係施設の案内冊子等の入った、「子育て福袋」を配付する。配布数2,860個	/	/	子育て支援課	
	13	出産後のケア	26	妊産婦保健相談事業（妊産婦訪問指導）	保健師および助産師が家庭を訪問し、各自の生活に沿った指導助言をしている。妊婦19名、産婦2,101名、赤ちゃん2,083名	A	十分に配慮した	健康いきがい課	
			27	子ども家庭在宅サービス事業（産前産後支援・育児支援ヘルパー）	産前産後又は育児中の体調不良のため家事又は育児が困難な家庭にヘルパーを派遣する。利用者308名	/	/	子育て支援課	
健康づくりへの支援	14	区民健診の受診促進	28	特定健康診査・特定保健指導	医療保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施。受診者数28,234名（男性11,091名・女性17,143名）	/	/	国保年金課	
			29	健康増進健診・社保等被保険者特定健診レベルアップ	健康増進健診受診者1,595名（男性733名・女性862名）、社保等被保険者特定健診レベルアップ受診者1,821名（男性379名・女性1,442名）	/	/	健康いきがい課	
			30	乳がん検診	乳がん検診・女性特有のがん検診受診者4,492名（女性のみ）	/	/	健康いきがい課	
			31	子宮がん検診	子宮がん検診・女性特有のがん検診受診者6,509名（女性のみ）	A	十分に配慮した	健康いきがい課	
			32	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診受診者2,864名（女性のみ）	/	/	健康いきがい課	
	15	健康増進のための支援	33	北区健康づくり応援団事業	健康づくりグループや北区さくら体操指導員、北区楽しい食の推進員等、区民の主眼的な健康づくりを応援する人材・団体を育成、区民全体の健康づくり意欲を高める。	/	/	健康いきがい課	
			34	血液さらさら・脱メタボ事業	生活習慣病予防、メタボリックシンドロームの予防対策として、筋力アップ体操教室やウォーキング講座、脱メタボ講演会等を展開することで、区民が、自らの健康を自らで管理できるよう支援。	/	/	健康いきがい課	
			35	健康づくり推進店制度	区内の飲食店等の協力を得て、食を通じた健康づくりを推進している。登録店舗数101店舗	A	十分に配慮した	保健予防課	
	健康に安心して生活するための支援	16	性差を考慮した情報提供	36	女性の健康支援事業	女性の健康相談652名、乳がん予防啓発講演会参加者61名、乳がん自己触診法講習受講者2,931名	A	十分に配慮した	健康いきがい課
				37	情報誌・講座による情報提供（女性特有の疾病の予防・早期発見）	男女共同参画センター内にてピンクリボンの啓発活動を行った。	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課
17		からだと心の健康の保持	38	保健相談事業	①たばこサヨナラ教室、区内中学生対象講演1,705名、相談41名、講演会参加者46名、②栄養指導（栄養教室・講習会）参加者716名	/	/	健康いきがい課	
			39	精神保健相談の実施	一般区民や精神障害者とその家族を対象に、専門医や保健師が精神保健相談及び訪問保健指導を実施するとともに、精神障害に対する啓発講演会等を開催する。	A	十分に配慮した	障害福祉課	
			40	こころと生き方・DV相談（再掲）	3-5参照	-	-	男女共同参画推進課	
18		エイズや感染症などの情報提供	41	エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施	エイズ・性感染症について学び、予防啓発のための活動を行う。区内の9つの高校3年生に対して、2種類のリーフレットを配布。	A	十分に配慮した	保健予防課	
			42	人権を尊重する性教育の実施	各小中学校の道徳及び保健体育の授業において、学習指導要領に沿った指導を学年ごとに行っている。	/	/	教育指導課	
19		医療体制の充実	43	国・東京都への要望（医療体制の充実）	国や東京都など関係機関へ、医療の地域的な偏在の解消を要望	/	/	健康福祉課	
	44		国・東京都への要望（医療体制の充実）	国や東京都など関係機関へ、医療の地域的な偏在の解消を要望	A	/	男女共同参画推進課		

課題1 仕事と家庭生活の両立

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
企業への働きかけと支援	20	ワーク・ライフ・バランスの啓発	45	情報誌を活用した情報提供	情報誌「新しい風」の発行、年4回各14,000部	A	十分に配慮した	産業振興課
			46	講座・パンフレット・情報誌による啓発（ワーク・ライフ・バランス）	男女共同参画推進課発行の「ゆうレポート」No.21で特集し、区内関係機関や駅の広報スタンドに設置し、周知をはかった。また、産業振興課発行の「新しい風」にも掲載、周知をはかった。			男女共同参画推進課
	21	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	47	中小企業金融対策事業（再掲）	38-87参照			産業振興課
			48	仕事と生活の両立推進企業認定制度	仕事と生活の両立推進企業を3社認定。助成金支給1社。区が発行する関係情報誌で認定企業の取り組みや活動紹介を掲載したほか、認定企業の紹介パネルを掲示。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			49	仕事と生活の両立推進アドバイザー派遣制度	制度利用実績なし			男女共同参画推進課
男女がともに担う家庭生活	22	男性の子育て・家事参加支援	50	男性対象の子育て・家事に関する講座	1歳以上3歳未満の子どもとその父親を対象にした講座「パパは、世界で1番すてきな仕事！」を実施。参加者79名（男性64名・女性15名）	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			51	子育てへの父親参加促進	満1歳を迎える区内在住の乳幼児及びその保護者を誕生会に招待する。みんなでお祝い輝きバースデー参加乳幼児1,273名・同伴保護者1,775名（うち父親530名・29.8%）			子育て支援課
	23	法制度の充実の要望	52	国・東京都・関係機関への要望（育児休業・介護休業等法制度充実）	国や東京都など関係機関へ、「仕事と生活の調和」推進事業者等に対する支援措置の拡充を要望	A	-	男女共同参画推進課
いつでもどこでも情報を得られる環境	24	情報提供の場の設置	53	保育施設内に女性支援のための情報コーナーを設置	情報コーナーの設置は未実施			保育課
			54	保育園・商店街等への情報コーナー設置の検討	検討未実施	D	-	男女共同参画推進課
	25	働く人への情報提供	55	（仮称）社会人手帳の作成	作成未実施	D	-	男女共同参画推進課



課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

施策の方向	取組 No.	取り組み	事業 No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
子育て支援の充実	26	子育て家庭への支援	56	児童館事業の充実	児童館では、その地域の子ども達が共に利用し、様々な遊びを考えたり、また、乳幼児の子育て支援として、乳幼児クラブの集い（午前）を実施している。児童館25館、入館者数728,056名	/	/	子育て支援課
			57	子ども家庭在宅サービス事業（ショーステイ・トワイライト）	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を北区が指定する児童養護施設で短期的に養育する。利用者数146名（男性85名・女性61名）	A	十分に配慮した	児童虐待対策担当課
			58	こども手当の支給	0歳から中学校終了前までの児童を養育している方に手当を支給。受給児童数30,160名・受給者数19,586名	/	/	子育て支援課
			59	子ども医療費助成制度	0歳から中学校修了前までの子どもの保険診療にかかる医療費の自己負担分、薬剤負担金及び食事負担金を助成。乳幼児受給者15,280名、子ども受給者17,966名	/	/	子育て支援課
	27	地域で支えるしくみづくり	60	ファミリーサポート事業	ファミリー会員(育児のサポートをしてほしい)2,310名、サポート会員(育児のサポートをします)555名（男性14名・女性541名）	A	十分に配慮した	子育て支援課
	28	ひとり親家庭への支援	61	北区女性福祉資金	北区女性福祉資金貸付（新規）2件、（継続）5件	/	/	生活福祉課
			62	ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭のレクリエーションと休養のために、宿泊並びに日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成。利用者数647名	/	/	生活福祉課
			63	母子生活支援施設への入所	「浮間ハイマート」入所者数14世帯31名（母14名、男子10名、女子7名）	/	/	生活福祉課
			64	東京都母子福祉資金貸付事業	東京都母子福祉資金貸付（新規）37件、（継続）90件	/	/	生活福祉課
			65	北区母子応急小口資金貸付事業	北区母子応急小口資金貸付 0件	/	/	生活福祉課
			66	母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金1件、高等技能訓練促進費14件	/	/	生活福祉課
			67	母子自立支援プログラム	母子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して、個々に合わせた自立支援プログラムを策定することにより、母子家庭の母の就労を支援。利用者2名	A	十分に配慮した	生活福祉課
			68	ひとり親家庭家事援助派遣事業・医療費助成事業・児童育成手当・児童扶養手当の支給	①ひとり親家事援助1世帯②ひとり親家庭医療費助成受給者2,649名③児童育成手当・育成手当受給児童数3,831名、障害手当受給児童数196名④児童扶養手当受給者数2,119名（内父子世帯79名）	/	/	子育て支援課
	29	相談体制の充実	69	乳幼児保健相談	特別育児相談4,844名、歯科保健指導3,830名、栄養指導1,023名	/	/	健康いきがい課
			70	子どもの発達相談	発達に関する相談の総合窓口として、歩き始めが遅い、言葉が遅いなどの就学前の子どもの発達に関する相談を行う。相談件数1,370名、専門相談員7名（男性2名・女性5名）による相談348名	/	/	子育て支援課
			71	子育て相談事業	区内25児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施。専門相談員による相談件数3,096名	/	/	子育て支援課
			72	教育相談事業	教育相談所において教育相談を実施、相談員7名（男性5名・女性2名）相談者数1,307名	A	十分に配慮した	教育指導課

課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
多様な保育サービスの提供	30	保育サービスの充実	73	待機児解消のための各保育サービスの充実	認可保育所：公立4分園の新設他、前年度比124名の受け入れ児童数増。認証保育所：4園が開設となり、118名の受け入れ枠の増。家庭福祉員：2名の認定を行い、6名の受け入れ枠の増。	A	十分に配慮した	保育課
	31	就労形態にあわせた保育サービス	74	延長、休日、夜間、一時保育等の推進	延長保育1園、一時預かり保育1園の実施園増	A	十分に配慮した	保育課
			75	病児・病後児保育	病後児保育実施179名	/	/	保育課
			76	障害児保育の推進	障害児認定状況、区直営園178名・指定管理園72名・区内私立園48名、その他区内認定外保育施設からの要請により巡回指導を実施	/	/	保育課
	32	就学後の支援	77	留守家庭児童対策事業（学童クラブの充実）	保護者が就労等のため留守になる家庭の児童に遊び場と生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っている。学童クラブ58クラブ、定員2,430名、登録児童数2,038名※23.3.31現在1,877名（男性935名・女性942名）	A	十分に配慮した	子育て支援課
介護をサポートするしくみづくり	33	地域で支えるしくみづくり	78	地域包括支援センター運営	地域の高齢者の生活を支える総合機関として、13か所の地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施	/	/	高齢福祉課
			79	高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業	高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図る。声かけサービス登録者数467名	/	/	高齢福祉課
			80	高齢者生活援助サービス事業	社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し利用料や年会費の補助を行う。利用者数996人	A	十分に配慮した	高齢福祉課
	34	職場復帰のための支援	81	介護者が職場復帰するための支援・情報提供	未実施	D	-	男女共同参画推進課

課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
女性の就労支援	35	継続就労への支援	82	赤羽しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供	事業実績なし			産業振興課
			83	勤労者・企業に対する育児・介護休業制度や関連する助成制度の情報提供	未実施	D	-	男女共同参画推進課
	36	再就職のための支援	84	女性向け就職支援セミナーの開催	女性のための就職支援実践セミナー実施参加者73名	A	十分に配慮した	産業振興課
			85	再就職支援講座	「女性のための再就職ナビ」「再就職女性のためのパソコン講座」を実施。参加者女性200名	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
女性の起業支援	37	起業のための知識、情報の提供	86	起業家支援事業	女性起業家支援セミナー修了生34名	A	十分に配慮した	産業振興課
	38	融資斡旋など起業支援	87	中小企業融資対策事業	起業家支援融資実行26件(男女計)	A	十分に配慮した	産業振興課
ポジティブアクションの推進	39	企業の取り組みを促進	88	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌による啓発(男女の不平等是正)	労働相談情報センター池袋事務所と連携し講座を実施。参加者69名	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課

課題1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
育ちの場における男女共同参画意識の形成の場	40	教職員等への研修の充実	89	学校・幼稚園の教職員に対する人権研修	人権教育研修の実施、参加者33名。北区人権教育推進だよりの発行。人権推進委員会9名（男性7名・女性2名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課 教育指導課
	41	子どもへの意識啓発	90	固定的役割分担にとらわれない保育活動	日常生活での配慮を行っているほか、行事においても固定的役割にとらわれないよう配慮している。	B	十分に配慮した	保育課
			91	保育施設における男女混合名簿の活用	ほぼ全保育施設において実施済			保育課
			92	男女平等観を育む学習内容の充実	各小中学校の道徳の授業において、学習指導要領に沿った指導を学年ごとに行っている。			教育指導課
			93	北区教育広報誌「くおん」の発行	年4回発行、各45,000部、全戸回覧（町会・自治会依頼）、幼稚園・保育園・小中学校生徒を通じて各家庭に配布	A	十分に配慮した	教育政策課
	42	固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育	94	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	従来女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高等学校に派遣、講演会などを行い、職域拡大に向けた支援をおこなっている。区立中学校2校2講演実施	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
43	相談体制の充実	95	スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラー（男性2名・女性8名）を幼・小中学校に配置（週1回程度派遣）。相談件数22,505件	A	十分に配慮した	教育指導課	
家庭における男女共同参画意識の形成	44	幅広い区民への男女共同参画の啓発	96	男女共同参画センターにおける男性向け講座、親子・家族向け講座	「パパは世界で一番すてきな仕事！」と題し、1歳以上3歳未満の子どもとその父親を対象に講座を実施。また仕事と家事の両立支援を目的とした「共働き子育てナビ」などの講座を実施。参加者174名（男性84名・女性90名）			男女共同参画推進課
			97	男女共同参画条例の周知	情報誌「ゆうレポート」内での関連記事の掲載（ゆうレポートNo.19）や、センター内においてパネル展示などで広くPRした。各講座参加者へ条例パンフレットを配付。講座参加者854名	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	45	子どもの心を育む家庭教育の推進	98	家族ふれあいの日事業	19の各青少年地区委員会にて実施。第3土、日曜日を「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地域で家族参加型の行事を実施。参加者121,122名			子育て支援課
			99	講座・情報誌による啓発（親子で考える携帯電話・インターネット利用など）	パートナーシップ事業「キモチが伝わるコミュニケーション」を実施。参加者24名（男性4名・女性20名）			男女共同参画推進課
			100	家庭教育学級	家庭教育学級：乳児（2講座）、幼児（2講座）、小学生（4講座）、中学生、夜間、父親、入園準備の全12コース、参加者722名（男性61名・女性661名）	A	十分に配慮した	生涯学習・スポーツ振興課
	46	家族で訪れる場での情報提供	101	図書館における特設コーナーの設置	中央・滝野川・赤羽図書館において、男女共同に即した図書資料の展示コーナーを年に1回（1ヶ月間）行っている。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課 中央図書館
地域における男女共同参画意識の形成	47	町会自治会など地域団体への啓発	102	出前講座での地域団体勉強会への意識啓発	区内の団体を対象に、希望を受け、男女共同参画に関するテーマに基づいた講座を出前形式で実施。3団体参加者50名（男性9名・女性41名）	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課 地域振興課

課題2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
政策・方針決定の場への参画促進	48	審議会等への女性の参画推進	103	各課に対する審議会への女性委員登用の呼びかけ	各課への調査をする際、アゼリアプランの課題や取り組み例を示し、現在の参画状況を数値やグラフ等により具体的に示し審議会への女性委員の登用を呼びかけた。審議会委員の女性比率25.9%	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			104	各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ	各課への調査をする際、審議会等には可能な限り一般公募による委員を登用すること、男女共同参画推進のため、積極的な女性委員の登用を図ることを通知している。公募委員のいる審議会比率14.9%			企画課
	49	町会自治会、PTA等地域団体のリーダーへの女性の参画	105	出前講座・情報誌での地域団体への意識啓発（リーダーへの女性の登用）	地域団体のリーダーへの女性登用について、地域団体の学習会への出前講座や情報誌を活用して、意識啓発を図る。町会・自治会会長職女性比率6.1%・副会長職21.2%・合計17.8%、PTA（幼・小・中）会長職26.7%・副会長職91.3%・合計72.8%	D	—	男女共同参画推進課
	50	女性の視点を取り入れた計画の策定	106	地域防災計画修正に向けた女性の視点からの意見の反映	平成25年度に予定している東京都北区地域防災計画の修正に向けて、女性の視点からの意見を取り入れ計画に反映させる。平成23年度から検討実施。	—	—	防災課
管理・監督者への登用と職域の拡大	51	活躍する女性の情報提供	107	情報誌・講座による意識啓発（活躍する女性の紹介等）	情報誌「ゆうレポート」において、区内外、各分野で活躍している女性を紹介したり、各講座での講師として招聘するなどして、情報提供を心掛ける。「ゆうレポートNo.20、21」において、活躍女性を掲載・紹介	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	52	女性の昇進試験受験促進	108	昇進試験勉強会	区管理職について現職者による受験のサポートを行うなど、女性職員の受験の促進を図る。管理職選考合格者5名（男性4名・女性1名）	A	十分に配慮した	職員課
	53	固定的性別役割分担にとられない多様な職種への採用	109	男女差のない任用	区の保育士、技術職などについて、固定的性別役割分担にとられない採用をすすめる。22年度採用者76名（男性27名・女性49名）	A	十分に配慮した	職員課

課題3 日常生活における男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
身近な生活場面における男女共同参画	54	男女共同参画を身近に感じる広報	110	情報誌の発行	情報誌「ゆうレポート」を年3回発行（6月・10月・2月・各6000部）、区内各施設、各駅スタンド等各関係機関へ配付	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	55	男女共同参画に関するデータの収集	111	（仮称）男女共同参画データブックの作成	作成未実施	D	—	男女共同参画推進課
男女がともに自立し生活するための支援	56	男女の生活自立の促進	112	男女の生活向上のための講座（料理・家事、消費生活、年金・保険等）	講座未実施	D	—	男女共同参画推進課
			113	男女の生活向上のための講座（料理・家事、消費生活、年金・保険等）	第106期北区区民大学「ゼロから学ぶ食と健康」参加者40名（男性7名・女性33名）	/	/	生涯学習・スポーツ振興課
	57	男女の地域活動への参加促進	114	団塊世代対象講座	男女共同参画週間で「寸劇&トーク地域デビューのスヌメ」を開催。パートナーシップ事業として、「さあ定年。地域でつくろう新しい仲間」を開催。参加者79名（男性23名・女性56名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大	58	団体・グループ活動の支援と交流促進	115	登録団体交流会	異なる分野で活躍する団体がそれぞれの団体の特色を活かしながら、活動を拡大できるよう、情報交換や交流の場を提供。交流会参加者44名（男性4名・女性40名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	59	異なる国籍の区民の交流促進と情報提供	116	外国人対象の交流事業	事業未実施	D	—	男女共同参画推進課

課題1 区の推進体制の充実

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
職員の意識啓発	60	職員の意識調査の実施	117	職員対象の意識調査	調査未実施	—	—	男女共同参画推進課
	61	職員研修の充実	118	職員研修	係長研修Ⅰ（係長職昇任時）の「セクシュアルハラスメント防止研修」実施、参加者31名（男性16名・女性15名）。経営改革セミナーの一般として、ワーク・ライフ・バランスの実現について研修を実施、参加者51名（男性34名・女性17名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課 職員課
計画の進捗管理	62	計画の評価システムの運用	119	（仮称）アゼリアプラン事業実績報告の作成	新しい評価方法についての検討を行った。	—	—	男女共同参画推進課
	63	定期的な区民意識調査の実施	120	男女共同参画に関する意識・意向調査	調査未実施（平成25年度に実施予定）	—	—	男女共同参画推進課
拠点施設の機能強化	64	幅広い区民参加の促進	121	男女共同参画センター各種講座	男女共同参画週間、北区さんかく大学（子育てがラクになる女性学講座、支えあう家族と隣人）、再就職支援講座ほか、さまざまな講座を実施した。参加者1,113名（男性152名・女性961名）	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			122	有償ボランティア・保育ボランティアの活用	講座実施の際の手伝い・保育、スペースゆう6階の受付で有償ボランティアを活用した。ボランティア参加者数232名（男性2名・女性230名）	/	/	男女共同参画推進課
	65	情報発信機能の強化	123	男女共同参画センター情報コーナーの充実	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸し出しを行う。図書を借りた人569名・図書貸出総数831冊	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			124	情報誌・ホームページの内容充実	情報誌「ゆうレポート」を年3回発行、講座・審議会の議事録等は、北区ホームページに掲載している。情報誌「ゆうレポート」の発行、年3回各6,000部	/	/	男女共同参画推進課
	66	区民ニーズの発見	125	講座受講者へのアンケート実施	男女共同参画センターで実施する講座については、すべて受講者へのアンケートを実施した。アンケート結果については、今後の講座等の企画に活用している。参加者数1,113名（男性152名・女性961名）	/	/	男女共同参画推進課
			126	講座修了生の自主グループ活動支援	センターの事業をきっかけとして出会った方々が、学習を継続し自主的に活動していけるように、団体活動の始めの一步をセンター職員が支援し、地域に根ざした団体を育成している。自主グループ参加者226名	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課

課題2 区民、関係機関等との連携

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
区民、関係機関等との連携	67	区民との協働事業の推進	127	地域スタッフとの協働事業	男女共同参画週間事業等に多くの区民の参画・協力を得ることを目的に地域スタッフ会議を運営し、地域スタッフとの協働を図っている。参画週間・さんかく大学（後期）参加者372名（男性43名・女性329名）、地域スタッフ14名（男性2名・女性12名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			128	パートナーシップ事業	男女共同参画社会を推進するために、センター登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。平成22年度は7事業を実施した。参加者350名（男性49名・女性301名）			男女共同参画推進課
	68	情報発信など協力店舗の確保	129	情報提供のための協力店舗の確保	協力店舗制度の実施実績なし	D	—	男女共同参画推進課 産業振興課
	69	地域の企業との意見交換会や共同事業の推進	130	企業との意見交換会、企業向け講座・セミナーの開催	企業向け講座未実施	D	—	男女共同参画推進課
	70	関係機関・地域団体、NPOなどとの課題解決	131	関係団体・地域団体・NPOとの連携	北区男女共同参画推進ネットワークとの共催で、「ねっとわーくまつり」を、地域で暮らすDV被害者と子どもを支援する会との共催で「大人も子どもも共に安全で健康に生きるためのプログラム2010」を開催した。同プログラム参加者156名（男性18名・女性138名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課



## 4. 男女共同参画配慮度チェック

アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況をはかるのに適した事業について、チェックリストを使用して、それぞれに計画・立案、実施、結果の各段階で男女共同参画の配慮について、9項目の内容で調査しました。

各所管課が男女共同参画配慮調査票に基づきチェックを行った結果は次のとおりです。

### (1) 項目別該当数

80事業中、対象59チェックシートについての集計です。

※複数課で取り組む事業（5事業）あり

項目	項目内容	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。	53	0	6
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。	58	0	1
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。	46	0	13
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。	56	0	3
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。	58	0	1
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。	24	0	35
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。	41	0	18
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。	23	10	26
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。	58	0	1

### (2) 総合的な男女共同参画配慮度状況（80事業）

配慮した項目の割合 配慮した数÷（9－非該当）	男女共同参画配慮度への評価	事業数
2/3超	十分に配慮した	59
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした	0
1/3以下	配慮が不十分だった	0
非該当（※）	—	21
<b>計</b>		<b>80</b>

※非該当事業……未実施事業、配慮度チェックに適さないと思われる事業

## ●男女共同参画に配慮した具体的内容

1 事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。

### 【目標1】

(No.35/健康づくり推進店制度/保健予防課)

- ・平成11年から開始した事業なのでその当時のことは分からないが、健康づくり推進店普及サポーターを育成することは課内の意見を聞き合意のもとで行った。

### 【目標2】

(No.77/留守家庭児童対策事業（学童クラブの充実）/子育て支援課)

- ・パンフレットや北区ニュースの原稿作成時に、女性と男性の視点が反映されるように、女性職員と男性職員の双方の意見を聞きながら作成した。

### 【目標3】

(No.93/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・広報紙の制作については、「くおん」編集委員会を設置している。編集委員会では、女性・男性双方の意見を聞くことができるよう、編集委員のバランスに配慮した。

### 【計画を推進するためのしくみ】

(No.123/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女共同参画推進課)

- ・男女共同参画の視点で、女性・男性職員が図書を選定を行っている。

2 男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。

### 【目標1】

(No.14/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・悩み事を抱える方々の相談に応じる事業のため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容となっている。

(No.24/妊産婦保健相談事業（パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキング）/健康いきがい課)

- ・男性参加者についても妊婦体験や赤ちゃんの入浴方法など、パートナーへの配慮や育児への参加を促すように指導を行った。

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・妊娠、出産、中絶などの話では、女性の立場の話となるが、男性にも同じ立場になって考えてもらった。

### 【目標2】

(No.60/ファミリーサポート事業/子育て支援課)

- ・ファミリー家庭が、参加しやすいように保育付き講座を実施した。

(No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・相談者が保護者の場合、「父親」「母親」によって対応を変えることなく、同様の接遇を実施している。

### 【目標3】

(No.93/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・記事中でイラストや写真を掲載する際は、性別役割分担ととられる可能性のある内容は避けるよう配慮した。

(No.95/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・児童生徒のカウンセリングを行う時は、「～らしく」「～だから」と言った性別にとられる発言をしないように配慮している。

(No.100/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・主に父親を対象とし、親子参加の料理講座を開催し、父親の子育ての参加や親子のふれあい、よりよい親子関係の形成への機会とした。

### 3 女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。

### 【目標1】

(No.5/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・性別に関わらず、抱えている問題や悩み事を解決するための支援を実施した。月曜日、木曜日を除き、面接または電話による相談を行った。

(No.24/妊産婦保健相談事業(パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキング)/健康いきがい課)

- ・ママパパ学級は、事前申し込みを不要として参加しやすい形とし、夫婦一緒に参加しやすいよう開催日にも配慮した。また、パパになるための半日コースは男性の参加を促すため土日開催とした。

(No.35/健康づくり推進店制度/保健予防課)

- ・誰もが栄養成分表示に興味を持って見ていただけるよう料理の写真を入れる等の工夫をした。

(No.39/精神保健相談の実施/障害福祉課)

- ・相談に対応する専門医として男女の医師を雇用し、男性・女性のどちらも相談しやすい体制とした。

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・男女を問わず、学生が参加しやすい夏休みに日程を設定した。

### 【目標2】

(No.60/ファミリーサポート事業/子育て支援課)

- ・広報啓発講座では、土曜日に企画し男性も参加しやすいようにし、ファミリー家庭が参加しやすいように保育付き講座を実施した。

(No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・勤務時間によって相談できない状態を防ぐために、平成23年度からメール相談及び土曜日相談を実施するための、相談体制等準備を整えた。また、メール相談及び土曜日相談実施の記載をパンフレットに盛り込んだ。

### 【目標3】

(No.95/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・カウンセリングを行う時間は、相談者と調整を行っている。

(No.101/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・展示資料の選定にあたり、男性の育児参加に該当する資料を揃えるなど、性別に関係なくご覧いただける配慮をした。

## 【計画を推進するためのしくみ】

(No.121/男女共同参画センター各種講座/男女共同参画推進課)

- ・働いている方が受講しやすいよう、土曜・日曜あるいは夜間にも講座を実施した。

(No.123/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女共同参画推進課)

- ・情報コーナーはスペースゆう開館時間中は常時利用可能としている。

4 パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現と  
するよう配慮した。

## 【目標1】

(No.4/相談体制の充実と支援(母子・婦人相談の実施)/生活福祉課)

- ・法的・制度的に女性限定利用となっている場合は女性が対象である旨明記し、それ以外で男性も利用できる制度は「ひとり親」など表記を変えて行っている。

(No.14/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・高齢者の家族介護は女性の役割的なイラストは一切ない。

(No.24/妊産婦保健相談事業(パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキング)/健康いきがい課)

- ・パパになるための半日コースでは、妊婦に寄り添う男性のイラストを使用した。

(No.35/健康づくり推進店制度/保健予防課)

- ・チラシの中のお店での栄養表示のイラストは、男女2名ずつ(夫婦と兄妹にみえる)にした。

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・パンフレットは市販のものを購入して配付しているが、不適切な表現がないものを使用した。

## 【目標2】

(No.57/子ども家庭在宅サービス事業(ショートステイ・トワイライト)/児童虐待対策担当課)

- ・一時的に子どもを養育することが困難になった具体的事例をリーフレットに掲載し、父親・母親の別なく利用できることを周知した。

(No.74/延長、休日、夜間、一時保育等の推進/保育課)

- ・一般向けリーフレット等においても、母親だけが子どもを抱えて困っているイラスト等、性別にとらわれてしまうような表現は行わなかった。

(No.77/留守家庭児童対策事業(学童クラブの充実)/子育て支援課)

- ・学童クラブの募集ポスターのイラスト(児童)は、男児、女児両方とも描き、またランドセルの色や服の色についても性別にとらわれない色を使用した。

## 【目標3】

(No.93/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・児童・生徒のイラストを掲載する際は、男女一方にかたよらないよう配慮した。体格についても、ほぼ同身長で描いている。

(No.95/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・マニュアルやパンフレットの作成を検討している。

(No.100/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・募集チラシ作成にあたって、文言・イラスト等性別にとらわれない表現に配慮している。

(No.101/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・例月の展示等においても、性別を意識した内容にすることはわずかであるが、性別にとらわれない表現等に配慮している。

5 区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。

### 【目標1】

(No.13/児童虐待防止対策の推進/児童虐待対策担当課)

- ・協議会の構成員や活動内容は、要綱で定められている。要綱で定められた活動にあたり、男女の役割分担はない。

(No.14/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・区民向けリーフレットには、高齢者自身、介護する家族、介護に携わるスタッフが対象であることを明記している。また、予約の受付の際も男女を問わず受付けている。

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・男性・女性の違いを踏まえ、それぞれに応じた適切な対応を心掛けた。

### 【目標2】

(No.77/留守家庭児童対策事業(学童クラブの充実)/子育て支援課)

- ・保護者対応の際にも性別役割分担を前提として対応を行わないように、配慮するよう努めている。

### 【目標3】

(No.89/学校・幼稚園の教職員に対する人権研修/教育指導課)

- ・研修会の講師に、男性と女性を依頼している。

6 性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。

### 【目標1】

(No.4/相談体制の充実と支援(母子・婦人相談の実施)/生活福祉課)

(No.8/母子緊急一時保護事業/生活福祉課)

- ・女性相談・母子相談は性に起因する問題や本人の心象に配慮する必要があるため、専門の婦人相談員・母子相談員(女性)が対応している。

(No.5/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・DV被害者の女性の心情に配慮して、女性相談員が対応している。

(No.14/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・相談員に男女の臨床心理士を配置し、相談者が選べるよう体制を整えた。

(No.24/妊産婦保健相談事業(パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキング)/健康いきがい課)

- ・参加者の多くが妊婦のため、椅子に座布団を敷いたり、室温などによる体調の変化に注意を払った。

(No.31/子宮がん検診/健康いきがい課)

- ・検診の問い合わせには、できるだけ担当女性職員が対応した。

(No.36/女性の健康支援事業/健康いきがい課)

- ・女性の相談のため、女性の医師・相談員が対応する体制を整えた。

(No.39/精神保健相談の実施/障害福祉課)

- ・相談に対応する専門医として男女の医師を雇用し、男女のどちらも相談しやすい体制とした。

### 【目標2】

(No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・相談者の相談内容によって、女性の相談員が対応するなど、相談しやすい体制を作っている。
- (No.77/留守家庭児童対策事業(学童クラブの充実)/子育て支援課)
- ・必要に応じて相談者と同性の職員が対応するなど配慮している。

### 【目標3】

(No.93/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・女性特有の記事を掲載する時は、女性が主に執筆した。

(No.95/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・カウンセリングの内容によっては、カウンセラーが男性の場合、女性の養護教諭等の協力を得られるように学校内の体制を整えている。

(No.101/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・中央図書館では窓口職員の性別にとらわれず図書の貸し出しがスムーズに行われるよう、自動貸出機での利用も実施している。

## 7 事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。

### 【目標1】

(No.5/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・男性相談は原則、電話での相談に限定して実施している。

(No.35/健康づくり推進店制度/保健予防課)

- ・健康づくり推進店の登録店は、そば、寿司、食堂、弁当等男女共に利用できる店舗であるので、双方にサービスは及んでいる。

### 【目標2】

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・男性、女性区別なく受け入れて、両方の参加がある。

(No.57/子ども家庭在宅サービス事業(ショートステイ・トワイライト)/児童虐待対策担当課)

- ・保護者が急な病気や出産、仕事(残業・出張等)で一時的に子どもを養育することになった時に子どもを施設にて預かる子育て家庭を支援する事業として発足した。要件を満たす保護者であれば利用できる。

(No.60/ファミリーサポート事業/子育て支援課)

- ・サポート会員のレベルアップの講座も、男女共通テーマとした。

(No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・勤務時間によって相談出来ない状態を防ぐために、平成23年度からメール相談及び土曜日相談を実施するための、相談体制等準備を整えた。

(No.77/留守家庭児童対策事業(学童クラブの充実)/子育て支援課)

- ・パンフレットや北区ニュース等により周知を徹底したことにより、女性・男性双方にサービスが及んだ。

### 【目標3】

(No.89/学校・幼稚園の教職員に対する人権研修/教育指導課)

- ・研修参加者の性別に偏りが出ないように、具体的な人権課題を取り入れた研修として実施している。

(No.100/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ、同様に受け入れをした。

## 8 事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。

★できなかった理由

### 【目標2】

(No.72/教育相談事業/教育指導課)

- ・相談者を男女別に集計していないため。

### 【目標3】

(No.89/学校・幼稚園の教職員に対する人権研修/教育指導課)

- ・研修時の参加者の男女別実績は集計していない。

(No.95/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・相談者を男女別に集計していないため。

(No.101/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・貸し出し情報を収集する際の個人情報内に性別のデータがないため。

## 9 事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。

### 【目標1】

(No.13/児童虐待防止対策の推進/児童虐待対策担当課)

- ・東京都北区要保護児童対策地域協議会構成員は、要綱で定められているが、発言等で、偏りなく男女ともに意見を取り入れることができた。

(No.24/妊産婦保健相談事業(パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキング)/健康いきがい課)

- ・男性の育児参加についての理解を深めてもらえるように、体験や意見交換などを行った。

(No.35/健康づくり推進店制度/保健予防課)

- ・健康づくり推進店普及サポーターは、平成22年度末に男性1名、女性16名であった。男性サポーターが辞めないよう声掛けをしたり、健康づくりの男性グループにも働きかけたが、人数は増えなかった。

(No.41/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・性感染症では性別による違いを意識して伝えることが多いものの、自分も相手(パートナー)も大切にすることを伝えている。

### 【目標2】

(No.60/ファミリーサポート事業/子育て支援課)

- ・サポート会員の交流会等においても、男性の発言・意見も取り入れた。

(No.77/留守家庭児童対策事業(学童クラブの充実)/子育て支援課)

- ・男女共同参画を配慮・推進するため、視点が偏らないように女性職員と男性職員の双方が意見を出し合いながら事業を実施した。

### 【目標3】

(No.90/固定的役割分担にとらわれない保育活動/保育課)

- ・男性・女性とも子育て世帯の保護者にとって有益となるサービスの実現に最大限配慮した。

(No.100/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・親子料理講座等で、保護者の男性と女性が組んだ場合でも、役割を限定しない(女性だからこの仕事、男性だからこの仕事、という限定はしない)。

(No.101/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・展示資料の選定にあたり、男女共同の視点に立った内容で図書を揃えるよう配慮した。

## 第 3 章

平成22年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況



## 平成22年度男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

区では、北区男女共同参画条例（平成18年6月制定）に基づき、平成19年1月より、男女共同参画推進に関する苦情の申出を受け付けています。

平成22年度の苦情等の申出は0件でした。

## 参 考 資 料

- ・ 北区男女共同参画審議会による  
平成22年度アゼリアプラン進捗評価
- ・ 平成23年度における重点取組
- ・ 東京都北区男女共同参画条例

平成22年度  
東京都北区アゼリアプラン進捗評価

平成23年10月  
東京都北区男女共同参画審議会

# 北区男女共同参画審議会による 平成 22 年度アゼリアプラン進捗評価

## 目標 1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個人と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

### ●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

あらゆる暴力・暴言の根絶においても、生涯を通じた心と体の健康支援においても、相談体制は充実したが、区民への多様な情報提供のあり方が重要となる。

## 目標 2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会をめざします。

### ●総合評価

目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている。

全体的には、3つの課題「仕事と家庭生活の両立」「子育てや介護を安心して行うための環境整備」「働く場における男女共同参画の推進」にバランスよく取り組む努力をしている。

### 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会を目指します。

#### ●総合評価

目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている。

保育園・学校等への働きかけは進捗したが、地域社会への働きかけはこれからである。地域の実態を的確に把握し、各種団体との連携をすすめることが重要である。

### 計画を推進するためのしくみ

#### ●総合評価

目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている。

区民との協働は、男女共同参画センター事業では推進しているが、地域社会との連携はこれからである。

計画を遂行するのに、区と区民が共に行動し推進する姿勢が大切である。

計画の進捗状況を把握するのに有効な、新たな評価システムの運用に向けた準備を整えた。

## 平成23年度における重点取組

### 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取組み	内 容
1	あらゆる暴力・暴言の根絶	被害者・加害者を生まない意識づくり	パンフレットや情報誌、パープルリボン運動を活用した啓発と若年層に対するデートDVについての意識啓発
2	生涯を通じた心と体の健康支援	エイズや感染症などの情報提供	性感染症予防についての教育・相談、検査の実施、特に思春期の子どもたちへの啓発

### 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課 題		取組み	内 容
1	仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	推進企業の顕彰、区の優遇制度などインセンティブの導入
2	子育てや介護を安心して行なうための環境整備	保育サービスの充実	待機児解消のための公立保育園の定員増や認証保育所・家庭福祉員の 신설によるサービスの充実
3	働く場における男女共同参画の推進	再就職のための支援	職業経験・年代別による講座開催

### 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取組み	内 容
1	あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	固定的性別役割分担にとられないキャリア教育	固定的役割分担にとられない中高生からのキャリア教育への支援
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等への女性の参画推進	審議会における女性登用の積極的な働きかけ
3	日常生活における男女共同参画の推進	男女共同参画を身近に感じる広報	男女共同参画の「気づき」のヒントとなる情報の提供

### 計画を推進するためのしくみ

課 題		取組み	内 容
1	区の推進体制の充実	職員の意識調査の実施	職員の男女共同参画に関する意識調査を実施し実態を把握
2	区民・関係機関等との連携	区民との協働事業の推進	多様な主体との連携協働による事業の推進

# 東京都北区男女共同参画条例

(平成 18 年 6 月 30 日 条例第 43 号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

### (用語の定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うべき社会をいう。

- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

### (基本理念)

**第三条** 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

### (性別による権利侵害の禁止)

**第四条** 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

#### （あらゆる情報の公表への配慮）

**第五条** 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

#### （区の責務）

**第六条** 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

#### （区民の責務）

**第七条** 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

#### （事業者の責務）

**第八条** 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策等

### （基本的施策）

**第九条** 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的と

した、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

### （行動計画）

**第十条** 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### （年次報告）

**第十一条** 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

### （拠点施設）

**第十二条** 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。



### 第三章 男女共同参画審議会

#### (設置)

**第十三条** 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
- 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
- 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
- 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するもののうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

### 第四章 苦情への対応

#### (苦情の申出と処理)

**第十四条** 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
  - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
  - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
  - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

- 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

#### (男女共同参画苦情解決委員会の設置)

**第十五条** 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (委任)

**第十六条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

平成22年度  
北区アゼリアプラン事業実績報告書

刊行物登録番号  
23-1-096

発行 北区子ども家庭部男女共同参画推進課  
北区王子1-11-1 北とぴあ5・6階  
03-3913-0161 (ダイヤルイン)